

建設業法上の「営業所」に該当する事務所とは

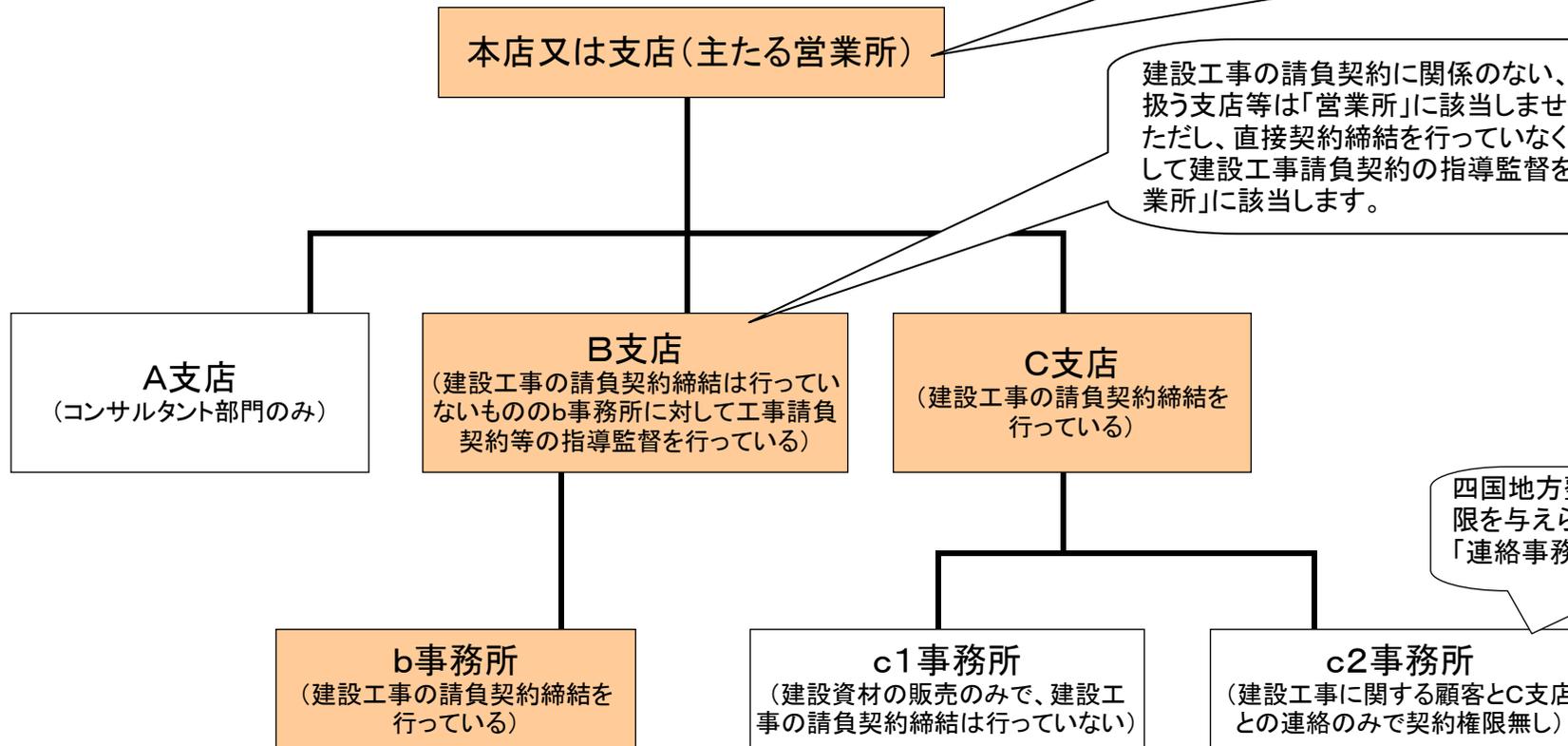
建設業法の「営業所」に該当する事務所

建設業法の「営業所」に該当しない事務所

本店又は支店(主たる営業所)は、通常必ず「営業所」に該当します。単なる登記上の本店にすぎない場合や、建設業を総括的に取り扱う支店等が存する場合などは、その法人の本社・本店と主たる営業所が別となる場合があります。

本店又は支店(主たる営業所)

建設工事の請負契約に関係のない、例えば他の業種だけを扱う支店等は「営業所」に該当しません。ただし、直接契約締結を行っていない、他の事務所等に対して建設工事請負契約の指導監督を行っている支店等は「営業所」に該当します。



四国地方整備局では、契約締結権限を与えられていない出先機関を「連絡事務所」と呼んでいます。

・建設業法上の営業所に該当する場合は、必ずその許可を受けた業種に対応する資格等を持った「営業所の専任技術者」の配置が必要です。

- ・店舗規模の大きさや支店登記等とは無関係であり、建設工事の請負契約締結権限(指導監督含む)の有無で判断します。
- ・建設工事の請負契約締結には、実際の本契約締結のほか、見積や入札などの契約行為に係る実体的な行為を含みます。
- ・出先機関の取扱い案件であっても、契約名義人だけは出先機関の長ではなく代表取締役としている例も多いですが、この場合の出先機関は営業所に該当します。
- ・建設業法上の営業所に該当する事務所は全て「営業所」として許可行政庁に届出なくてはなりません。逆に、該当しない事務所を「営業所」として届出てはなりません。